

統合チャネル接続方式の廃止に伴う株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

2018年12月3日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式等振替制度における機構加入者等のコンピュータ・システムと当社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法の1つであるオンライン・リアルタイム接続には、統合チャネルシステム接続とJEXGWシステム接続の2つの方法があるが、これらのうち統合チャネルシステム接続を2018年12月末に廃止することに伴い、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2. 改正概要

統合チャネルシステム接続を廃止することに伴い、データの種別の区分に応じて授受時間を定める規則の別表3について、統合チャネルシステム接続に関する規定の削除を行うほか、所要の改正を行う。（規則 別表3）

3. 施行日

2019年1月4日から施行する。

以 上